

○国土交通省告示第四百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県那覇市字鏡水箕隅原、字鏡水崎原、字鏡水水溜屋原、字鏡水鏡水原、字鏡水増過原、字安次嶺宇茶原、字安次嶺下原、字安次嶺嘉増原、字当間当間原、字赤嶺大嶺御嶽原、字高良仲添原、高良三丁目、字宮城平田原、宮城一丁目、具志一丁目、字具志白城原、字具志桃原、字具志卸口原、字具志字知座原及び具志三丁目地内

沖縄県豊見城市字瀬長舟無小原、字与根西原、字田頭田原、字名嘉地南又原及び字名嘉地屋無垣原地内

2 使用の部分 沖縄県那覇市字鏡水箕隅原、字鏡水崎原、字鏡水水溜屋原、字鏡水鏡水原、字鏡水増過原、字安次嶺宇茶原、字安次嶺下原、字安次嶺嘉増原、字安次嶺南原、字当間当間原、字赤嶺大嶺御嶽原、字高良仲添原、高良三丁目、字宮城平田原、具志一丁目、字具志白城原、字具志桃原、字具志卸口原、字具志字知座原及び具志三丁目地内

沖縄県豊見城市字瀬長舟無小原、字与根西原、字田頭田原、字名嘉地南又原及び字名嘉地屋無垣原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道506号新設工事（小禄道路）及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内までの延長5.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道新設工事及びこれに伴う一般国道付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道506号新設工事（小禄道路）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般国道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道506号「那覇空港自動車道」（以下「本路線」という。）は、本体事業、豊見城東道路及び南風原道路から構成され、那覇空港と県内各拠点を結ぶ連結機能や交通の集中の著しい那覇都市圏を迂回する環状道路としての機能を有し、沖縄県の経済活性化、観光支援、自動車交通の高速性、定時性の確保等を目的とする延長約18kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する那覇市及び豊見城市は、沖縄本島南部における主要都市であり、その周辺には平和祈念公園やひめゆりの塔、世界遺産（文化遺産）及び国の史跡に指定されている首里城をはじめ多くの観光資源が存することから、国内外を問わず年間を通じて多くの観光客が訪れている。また、沖縄本島南部は農業が盛んな地域でもあり、ゴーヤー、いんげん、マンゴー等の農産物は、本路線等を介して那覇空港から全国へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては、一般国道331号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、観光等による通過交通に広く利用されるとともに、沿線には商業施設等が集中していることなどから、観光等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、豊見城市瀬長地内で52,464台/日であり、混雑度は1.68となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、沖縄自動車道等と一体となって環状道路を形成することで、沖縄県における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道

の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年3月及び平成30年5月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については、環境基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により、環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているコハクオカミミガイ等、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているダテオキシジミ等、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクロツラヘラサギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、ヤリテンツキ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、オカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ等については、一部の生息環境が改変されることから、生息個体の移設等を、カワヂシャについては、生育地の一部が改変されることから、専門家の指導助言を受け移植を、それぞれ実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、このうち1箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る4箇所についても那覇市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成21年5月1日に都市計画決定され、平成30年9月18日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、沖縄県における広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる南部市町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県那覇市役所及び豊見城市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

沖縄県那覇市高良仲添原、高良三丁目、字具志宇知座原、具志三丁目及び字具志白城原地内

沖縄県豊見城市字瀬長舟無小原、字与根西原、字田頭田原、字名嘉地南又原及び字名嘉地屋無垣原地内